

## 公益社団法人取手市シルバー人材センター事故等取扱基準

### (目 的)

第1条 この事故等取扱基準は、公益社団法人取手市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の安全就業を推進し、事故を防止することを目的とする。

### (審 査)

第2条 別表に定める違反・事故項目に該当した会員に対し、安全・適正就業委員会で協議した後、理事会で審議し、理事長が処分を科すことができる。

2 安全・適正就業委員会及び理事会は、違反・事故項目に該当した会員に対し、意見及び弁明する機会を与えることができる。

3 就業を停止させる場合は、違反・事故項目に該当した会員に対し、就業停止の旨を通知するものとする。

### (保険適用外の賠償)

第3条 会員とセンター及び会員と発注者との間には雇用関係が生じない為、就業中に発生した事故の場合は、労働者災害補償保険が適用されないため、すべての会員がシルバー保険（「団体傷害保険」「賠償責任保険」）に加入し対応するが、会員の故意又は重大な過失による事故、シルバー保険適用外の事故及び会員の所有、使用、管理に起因する車両等で発生したときの賠償は、原則、当該作業に従事した会員が負うものとする。ただし、状況によっては理事会で賠償負担割合を決定する。

### (違反・事故に対する措置)

第4条 この基準の違反・事故に対する措置は別表のとおりとする。

2 最終措置期間後、1年間無違反で失効する。

### (委 任)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は理事会で別に定める。

### 附 則

この基準は令和6年4月1日から施行する。



# 就 業 停 止 書

会員番号： \_\_\_\_\_

会員氏名： \_\_\_\_\_

停止期間： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

職 種： \_\_\_\_\_

公益社団法人取手市シルバー人材センター事故等取扱基準第2条第1項及び第3項の規定に基づき、令和 年 月 日をもって就業を停止します。

令和 年 月 日

公益社団法人取手市シルバー人材センター  
理 事 長

## <参 考>

公益社団法人取手市シルバー人材センター事故等取扱基準より抜粋

### (審 査)

第2条 別表に定める違反・事故項目に該当した会員に対し、安全・適正就業委員会で協議した後、理事会で審議し、理事長が処分を科すことができる。

2 安全・適正就業委員会及び理事会は、違反・事故項目に該当した会員に対し、意見及び弁明する機会を与えることができる。

3 就業を停止させる場合は、違反・事故項目に該当した会員に対し、就業停止の旨を通知するものとする。

## 訓 戒（注意書）

会員番号：\_\_\_\_\_

会員氏名：\_\_\_\_\_

受注件名：\_\_\_\_\_ 受注No. \_\_\_\_\_

就業日時： 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃

就業場所： 取手市 \_\_\_\_\_

職 種： \_\_\_\_\_

公益社団法人取手市シルバー人材センター事故等取扱基準別表における違反・事故項目（ ）に該当します。よって、注意書を発行します。

令和 年 月 日

公益社団法人取手市シルバー人材センター  
理 事 長

### <参 考>

公益社団法人取手市シルバー人材センター事故等取扱基準より抜粋

#### （審 査）

第2条 別表に定める違反・事故項目に該当した会員に対し、安全・適正就業委員会で協議した後、理事会で審議し、理事長が処分を科すことができる。

2 安全・適正就業委員会及び理事会は、違反・事故項目に該当した会員に対し、意見及び弁明する機会を与えることができる。

3 就業を停止させる場合は、違反・事故項目に該当した会員に対し、就業停止の旨を通知するものとする。

令和 年 月 日

公益社団法人取手市シルバー人材センター  
理事長 殿

会員番号： \_\_\_\_\_

会員氏名： \_\_\_\_\_

## 事故報告書

下記のとおり事故報告いたします。

就業の職種	
事故発生日時	令和 年 月 日 曜日 時頃
事故発生現場	
事故の原因及び状況	
被害状況	
事故の再発防止対策	
事務局記載欄	保険の取扱い・事故に対する措置等